

平成六年政令第三百七十一号

政党助成法施行令

内閣は、政党助成法（平成六年法律第五号）第二十三條第七項、第二十六條、第三十三條第一項及び第八項から第十項まで、第四十一條第一項及び第二項並びに附則第五條の規定に基づき、この政令を制定する。

（政党の届出の特例等）

第一条 政党助成法（以下「法」という。）第五

条第一項又は第六條第一項の規定による届出については、当該届出に係る法第五條第一項第六号イに規定する前回の総選挙又は同号ハに規定する前回の通常選挙のすべての当選人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二の二第二項又は第百一条の三第二項の規定による告示（以下この条及び第百一条第二項において「当選人の告示」という。）がされた日が当該届出に係る基準日（法第五條第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）又は選挙基準日（法第六條第一項に規定する選挙基準日をいう。第四條を除き、以下同じ。）の翌日から起算して五日を経過した日後である場合においては、法第五條第一項又は第六條第一項の規定にかかわらず、当該前回の総選挙又は前回の通常選挙のすべての当選人について当選人の告示がされた日の翌日から起算して十日以内に届け出るものとする。

（二）以上の選挙基準日が同一の月に属する場合における政党交付金の算定

第二条 二以上の選挙基準日（法第五條第一項の

規定により基準日とされるものを除く。）が同一の月（十二月を除く。）に属する場合における法第九條第三項及び第四項並びに第二十七條第一項の規定の適用については、法第九條第三項中「再算定額に当該再算定に係る選挙基準日の属する月の翌月から当該選挙基準日後に行われた総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日（以下この条及び第二十七條第一項において「再々算定日」という。）の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額（第二十七條第一項において「再算定額の月割総額」という。）と、当該再々算定日とあるのは「当該総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日（以下この条及び第二十七條第一項において「再々算定日」という。）と、法第二十七條第一項第三号中「再算定額の月割総額と、再々算定額」とあるのは「再々算定額」とする。

（政党の合併等に関する届出等）

第三条 法第二十三條第五項又は第二十四條第二

項の規定により存続政党が提出することとされる合併に関する文書の写しとは、二以上の政党が合併を行う旨、当該合併に係る合併解散政党が解散することとしている日並びに当該存続政党及び合併解散政党の名称が記載された文書で当該存続政党の代表者及び当該合併解散政党の代表者の署名があるものの写しとする。

2 法第二十三條第五項又は第二十四條第二項の

規定により新設政党が提出することとされる合併に関する文書の写しとは、二以上の政党が合併を行う旨、当該合併に係る合併解散政党が解散することとしている日並びに当該合併解散政党の名称及び当該合併により設立することとされている政治団体の名称が記載された文書で当該合併解散政党の代表者の署名があるものの写しとする。

3 法第二十三條第五項又は第二十五條第二項の

規定により分割政党が提出することとされる分割に関する文書の写しとは、当該分割に係る分割解散政党を分割する旨、当該分割解散政党が解散することとしている日、当該分割解散政党の名称及び当該分割解散政党に所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名並びに当該分割により設立することとされている政治団体の名称及び当該衆議院議員又は参議院議員のうち当該設立することとされている政治団体に所属することとしている者の氏名が記載された文書で当該分割解散政党の代表者及び当該分割により設立することとされている政治団体の設立の準備を主宰している者の署名があるものの写しとする。

（法第二十三條第七項の政令で定める額）

第四条 法第二十三條第七項の政令で定める額

は、存続政党又は新設政党に係るものにあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とし、分割政党に係るものにあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に当該分割政党の同条第三項に規定する所属議員数を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党の同項に規定する所属議員数を合算した数で除して得た額とする。

- 一 その年分として当該合併解散政党又は分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額（以下この条において「交付予定額」という。）が法第九條第一項の規定により算定される場合

当該算定に係る同項に規定する基準額に法第二十三條第七項に規定する選挙基準日（次号及び第三号において単に「選挙基準日」という。）の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

二 交付予定額が法第九條第二項の規定により算定される場合 当該算定に係る同項に規定する再算定額に選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

三 交付予定額が法第九條第三項の規定により算定される場合 当該算定に係る同項に規定する再々算定額に選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

四 交付予定額が法第九條第四項の規定により算定される場合 前号の規定の例により算定した額

（政党の合併及び分割が併せて行われた場合等の特例）

第五条 二以上の政党が合併した場合において当該政党のうち新設政党若しくは分割政党があり、かつ、当該新設政党若しくは分割政党が法第二十三條第四項の規定による届出及び同条第五項の規定による文書の提出をしているときは、当該新設政党の設立に係る合併の日又は当該分割政党の設立の日現在において法第五條第一項の届出及び同条第二十三條から第二十五條までの規定を適用する。

2 存続政党若しくは新設政党又は分割政党が法第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定による届出をする場合において関連合併等に係る総務省令で定める文書を提出したときにおける法第二十四條第四項又は第二十五條第四項の規定の適用については、当該関連合併等に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党について法第二十四條第四項本文又は第二十五條第四項本文の規定を適用したとみなすこととなる。これらの政党の得票総数とみなされることとなる。これらの政党の得票総数として、法第二十四條第

四項又は第二十五條第四項の規定を適用する。この場合において、当該関連合併等に係る関連分割政党については、当該届出がされた時に法第二十五條第一項の規定による当該関連合併等に係る関連分割政党の届出がされたものとみなす。

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 関連合併等 次のいずれかに該当する合併又は分割をいう。

イ 法第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定による届出に係る合併又は分割に係る存続政党若しくは合併解散政党又は分割解散政党が当該合併又は分割前に行われた他の合併又は分割に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党である場合における当該他の合併又は分割

ロ イに掲げる合併又は分割に係る存続政党若しくは合併解散政党又は分割解散政党が当該合併又は分割前に行われた他の合併又は分割に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党である場合における当該他の合併又は分割

ハ ロの規定を順次適用した場合においてロに該当することとなる合併又は分割

二 関連分割政党 前号に規定する関連合併等に係る分割政党であつて同号イ又はロ（同号ハの規定により同号ロの規定を順次適用する場合を含む。）における存続政党若しくは合併解散政党又は分割解散政党であるものをいう。

4 二以上の政党について合併及び分割が併せて行われた場合には、当該合併及び分割が併せて行われた時においてこれにより解散したすべての政党が合併により解散し当該合併により設立された政治団体の分割が行われたものとみなして、法第二十三條、第二十四條第四項本文、第二十五條及び第三十三條第二項から第五項まで並びに第三條第三項及び前第三項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

法第二十三條第三項	既交付金の額を控除（当該合併及び分割に係る新設政
法第二十四條第四項	交付金の額から政党交付金の額
法第二十五條第四項	交付金の額を控除（当該合併及び分割に係る新設政

いないもの又はその年の翌年以後に交付すべき政党交付金の額から返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額を控除する場合において、交付時期が到来した政党交付金の額から控除する額が当該返還を命ぜられた政党交付金の額に達するまでは、その控除する額に充てられたものとする。

第十一條 衆議院議員又は参議院議員の数の算定等

衆議院議員又は参議院議員の数の算定等
 第十條 衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合において法及びこの政令の規定を適用する場合における衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は政党に所属する衆議院議員若しくは参議院議員に係る届出については、その衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなった者（その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き衆議院議員として在任することができる者に限る。）又はその参議院議員の任期満了により参議院議員でなくなった者（その参議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き参議院議員として在任することができる者に限る。）は、法及びこの政令に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

前項の規定にかかわらず、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙に係る当選人の告示が当該選挙に係る選挙基準日後にされた場合において法第五條第一項第五号及び第二項第三号（法第六條第二項において準用する場合を含む。）第六條第一項、第八條第一項、第九條、第二十一條第一項並びに第二十七條第一項の規定を適用する場合における衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は政党に所属する衆議院議員若しくは参議院議員に係る届出については、当該当選人の告示に係る当選人が当該選挙基準日において衆議院議員又は参議院議員となり、当該選挙基準日の前日において前項の規定により衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとされていた者は同日において同項の規定の適用がなくなつたものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選

挙区選出議員の選挙について政党（法の規定の適用を受ける政治団体を含む。以下この項及び次項において同じ。）の得票総数を算定する場合においては、当該政党の得票総数は、当該選挙の期日における届出候補者（公職選挙法第八十六條第一項又は第八項の規定による当該政党の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（公職選挙法第八十六條第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は同法第八十六條の四第三項（同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該政党に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙について政党の得票総数を算定する場合

参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙について政党の得票総数を算定する場合においては、当該政党の得票総数は、公職選挙法第八十六條の三第一項の規定による届出をした当該政党の得票総数（当該政党に係る各参議院名簿登載者（同項に規定する参議院名簿登載者をいい、当該選挙の期日において候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）とする。

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日から公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日までの間における第十一條第三項の規定の適用については、同項中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、「届出候補者（公職選挙法第八十六條第一項又は第八項の規定による当該政党の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（公職選挙法第八十六條第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は同法第八十六條の四第三項」とあるのは「所属候補者（公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）による改正前の公職選挙法第八十六條第三項）」とする。

第三条 存続政党に相当する政治団体（法附則第四條第四項第二号に規定する存続政党に相当する政治団体をいう。以下この条において同じ。）

又は新設政党に相当する政治団体（同項第三号に規定する新設政党に相当する政治団体をいう。以下この条において同じ。）が同条第一項の規定による届出をする場合において関連合併に係る自治省令で定める文書を提出したときに係る同条第二項の規定の適用については、当該関連合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体について同項の規定を適用したとすればこれら政治団体の得票総数とみなされることとなる数をこれらの政治団体の得票総数として、同項の規定を適用する。

又は新設政党に相当する政治団体（同項第三号に規定する新設政党に相当する政治団体をいう。以下この条において同じ。）が同条第一項の規定による届出をする場合において関連合併に係る自治省令で定める文書を提出したときに係る同条第二項の規定の適用については、当該関連合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体について同項の規定を適用したとすればこれら政治団体の得票総数とみなされることとなる数をこれらの政治団体の得票総数として、同項の規定を適用する。

前項に規定する関連合併とは、次の各号のいずれかに該当する合併（特定期間（法附則第四條第一項に規定する特定期間をいう。以下この条において同じ。）に行われたものに限る。）をいう。

一 法附則第四條第一項の規定による届出に係る合併に係る存続政党に相当する政治団体又は合併により解散する政党要件を満たす政治団体（同条第四項第一号に規定する政党要件を満たす政治団体をいう。以下この条において同じ。）が当該合併前に行われた他の合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併

二 前号に掲げる合併に係る存続政党に相当する政治団体又は合併により解散する政党要件を満たす政治団体又は合併前に行われた他の合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併

三 前号の規定を順次適用した場合において同存続政党若しくは新設政党又は分割政党が法第二十四條第一項又は第二十五條第一項の届出をする場合において、当該届出に係る合併若しくは分割又は関連合併等（第五條第四項第一号に規定する関連合併等をいう。以下この項において同じ。）に法附則第四條第一項又は第三項の規定による届出に係る合併又は分割が含まれているときは、当該合併又は分割前に行われた法施行前関連合併等に係る存続政党に相当する政治団体若しくは新設政党に相当する政治団体又は分割政党に相当する政治団体（同条第四項第四号に規定する分割政党に相当する政治団体をいう。次項において同じ。）を、それぞれ

又は新設政党又は分割政党と、関連合併に相当する政治団体又は合併により解散する政党要件を満たす政治団体（同条第四項第四号に規定する分割政党に相当する政治団体をいう。次項において同じ。）を、それぞれ

分割政党若しくは新設政党又は分割政党と、関連合併に相当する政治団体又は合併により解散する政党要件を満たす政治団体（同条第四項第四号に規定する分割政党に相当する政治団体をいう。次項において同じ。）を、それぞれ

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法施行前関連合併等 次のいずれかに該当する合併又は分割（特定期間に行われたものに限る。）をいう。

イ 法附則第四條第一項又は第三項の規定による届出に係る合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体又は合併若しくは分割により解散する政党要件を満たす政治団体（同条第四項第一号に規定する政党要件を満たす政治団体をいう。以下この条において同じ。）が当該合併又は分割前に行われた他の合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併又は分割

ロ イに掲げる合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体又は合併若しくは分割により解散する政党要件を満たす政治団体（同条第四項第一号に規定する政党要件を満たす政治団体をいう。以下この条において同じ。）が当該合併又は分割前に行われた他の合併又は分割に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体又は分割政党に相当する政治団体である場合における当該他の合併又は分割

ハ ロの規定を順次適用した場合においてロに該当することとなる合併又は分割

二 関連分割政党に相当する政治団体 前号に規定する法施行前関連合併等に係る分割政党に相当する政治団体であつて同号イ又はロ（同号ハの規定により同号ロの規定を順次適用する場合を含む。）における存続政党に相当する政治団体又は合併若しくは分割により解散する政党要件を満たす政治団体であるものをいう。

特定期間において二以上の政党要件を満たす政治団体の合併及び分割が併せて行われた場合には、当該合併及び分割が併せて行われた時においてこれにより解散したすべての政党要件を満たす政治団体が合併により解散し当該合併により設立された政治団体の分割が行われたものとみなして、法附則第四條第三項から第五項まで並びに第五條第五項及び前二項の規定を適用する。

法附則第四條第一項又は第三項の規定により存続政党若しくは新設政党又は分割政党とみな

される政治団体が法第二十四条第二項又は第二十五条第二項の規定により文書を提出する場合においては、合併に関する自治省令で定める文書を法第二十四条第二項に規定する存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し（新設政党にあつては、各合併解散政党間における合併に関する文書の写し）と、分割に関する自治省令で定める文書を法第二十五条第二項に規定する分割解散政党における分割に関する文書の写しとみなして、これらの規定を適用する。

附 則（平成七年二月二〇日政令第四一九号）

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年二月二七日政令第五三六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（政党助成法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の政党助成法施行令第一条の規定の適用については、施行日の直近において行われた参議院議員の通常選挙について公職選挙法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十八号）による改正前の公職選挙法第一条の二第四項において準用する同条第二項の規定によりされた告示は、公職選挙法第一条の二の二第二項の規定による告示とみなす。

2 前条の規定による改正後の政党助成法施行令第十一条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党（政党助成法第二条に規定する政党をい、同法の規定の適用を受ける政治団体を含む。以下この項において同じ。）の得票総数の算定について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党の得票総数については、なお従前の例による。